

四街道市市民参加推進評価委員会会議録

日時：平成25年3月19日（火）
18時15分～21時05分
会場：四街道市役所3階第2委員会室

【出席者】

委員：石川久委員長、中寫いづみ委員、三木由希子委員、牧野昌子委員、草野幸男委員、金子篤正委員、田汲明委員、以上7名（欠席…富樫直子委員）

事務局：大野政策推進課長、宇田主幹（市民活動推進室長）、齋藤副主査

【会議次第】

- 1) 開 会
- 2) 議 題

1 平成24年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
1	四街道市環境基本計画の策定	環境政策課
2	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の改正	環境政策課

2 平成24年度 市民参加手続の実施予定（追加）・実施状況の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
3	四街道市小規模水道条例及び四街道市小規模水道条例施行規則の制定	環境政策課
4	四街道市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する条例等の制定	高齢者支援課
5	四街道市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定	都市計画課
6	四街道市手数料条例の一部改正（適用除外）	建築課

3 平成24年度 市民参加手続の実施状況の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
7	四街道市まちをきれいにする条例の一部改正	環境政策課
8	四街道市基本構想条例の制定	政策推進課
9	四街道市火災予防条例の一部改正	予防課

4 平成25年度 市民参加手続の実施予定の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
10	四街道市地域防災計画の策定 【H25. 予定シート】	危機管理室
11	四街道市庁舎の整備検討 【H25. 予定シート】	管財課
12	第7次四街道市行財政改革推進計画の策定 【H25. 予定シート】	行革推進課
13	四街道市子ども・子育て支援事業計画の策定 【H25. 予定シート】	こども保育課

5 市民参加条例の見直しについて（資料14、資料15）

【会議録】

事務局（大野政策推進課長）

只今から第2回四街道市市民参加推進評価委員会を開催します。本日7名のご出席を頂いております。四街道市市民参加条例施行規則第10条第2項に規定します三分の二以上に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。それでは、市民参加条例施行規則第10条第1項の規定により、委員会の議長は委員長にお願いし、ごあいさつの後、議事進行をお願いいたします。

石川委員長

今晚は、暑かったり寒かったり、気候が激しく変わっておりますが、桜の花も咲きいよいよ春本番です。それでは、本年度最後になりますが、所定の議事について慎重に審議をして参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは会議を始めます。

会議録における発言者名については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則として明記することとなっておりますので、本委員会においても明記する取扱いとしますのでご了承いただきたいと思います。

続きまして、傍聴希望の方の有無を確認します。事務局、いかがですか。

事務局（大野）

いらっしゃいません。

委員長

傍聴人がいらっしゃらないということですので、引き続き会議を始めます。途中にお見えになった場合はその都度お諮りします。

それでは議事に入ります。

議事の1について1件ずつ審議をして参ります。最初の案件について事務局からご説明お願いいたします。

事務局（宇田主幹）

1件目、資料ナンバー1の四街道市環境基本計画の策定でございます。これは実施予定シートでございます。

概要は、本市環境基本条例に基づき、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、次期四街道市環境基本計画を策定するもので、計画期間は26年度から35年度まで、現行計画は平成10年度から平成25年度まででございます。

参加の対象根拠が1項1号。行政活動の実施予定時期が26年4月ということで、平成25年度末までに策定するものでございます。

実施する市民参加手続きは、意見提出手続が25年の8月。

審議会等手続は環境審議会で、委員が14名うち公募が5名。既に昨年の8月から審議が始まっております、一部追認の形になってしまいます。

次に、市民会議手続がワークショップとしてこれも追認ですが、去年の10月から今年の1月まで4回、これは開催が終わってしまっています。

その他の手法といたしましてアンケート調査、これが市民2000名、事業所200社ということで、これも終わっておりますが24年9月という事でございます。

以上でございます。

委員長

1点目、予定シートで、四街道市環境基本計画の策定でございます。

一部はすでに始まっているということでございます。

ご質問、ご意見はありますか。

委員長

これは、原則として始まる前にこの委員会にかけるということになっていきますか。

事務局（宇田）

はい。本年度これが第2回目の会議なのですが、第1回目の会議を5月に開催いたしまして、その時にご提示すべき案件でございましたが、ワークショップの開催予定が立っていなかったという事もございまして、その後、開催の機を逸してしましまして今に至っております。

中嶋委員

その事に関してなのですが、他の委員の皆さんは開催まで大分間があいたという印象をお持ちだと思います。前年度はもう少し間隔詰めて開催したと思います。多分、市民参加手続きを予定するような案件が年度初めにわからず、比較的ばらばらと出てきてしまうということもあると思います。それは、現状の市民参加条例ですと事後救済的手続は持っていないので、できれば事前に市民参加の方法としてこれで十分かどうかという事を検討したほうがいいので、例えば、逐一開催する事が難しくても、案件があれば書面協議のような形でも結構なので、できるだけ参加手続の実施予定については事前にかけて頂くほうがいいと感じます。

これについては、次の議題にも委員会に予定を諮っていないものがいくつかありますので、やり方についてご検討いただければと思います。

三木委員

関連ではないのですが、先程、市民参加の手法が固まっていなかったという説明をされていたようですが、環境基本計画はそもそもそんなに小さな計画ではなく、期限も決まっているので、改定の時期に入っている事は所管課も十分に解っていたのではないかと思います。

ワークショップをやるかどうかとか、細かい市民参加の手法について年度当初とか前年度末までに決まっていなくて当委員会の議題にならないという運用をもししているとすると、今回と同じ事が今後も起こってしまうと思います。実施予定に関しては、実際はどういう動かし方をしているのでしょうか。

事務局（宇田）

私どもが庁内一斉に調査をかけますので、それに呼応する形で担当課から報告が来るという事になるのですが、そのチャンスで報告が来ない案件につきましては、私どもが予算書などを見ながら

計画策定の調査委託などどのような予算が盛られているのかを見まして、担当課に「このような予定があるのでは」と打診を致します。なるほど、そのとおりであって、ではどのような予定なのかという、まだ詳細が固まっていないということなので、今年度の初回の委員会の時も間に合わなかったというような次第でございました。

三木委員

すると、市民参加の手法についても、ある程度固まっていないと当委員会に案件として頂けないということですか。

事務局（宇田）

そうですね。

ワークショップに関しては、やらない予定で立てておいて、実際に進めていくうえでやりましたということでも良かったのかなという気が致しますが、私どもも原課からしっかりした資料が出てこないからには案件として挙げられないと考えておりましたので。

三木委員

どちらかと言えば、当委員会の立場としては、参加の手法が減らされるのはあまり良くないですけど、増える分については良くない評価をすることにはならないのかなと思います。

本件に関して言うと、パブリックコメント以外に複数の手法をとるという事については、審議会とアンケートということなので、十分に条例が求めている要件は満たす状態でとりあえず出す事も出来たという気がしています。

事前に確認する事が大事なので、中罵委員ご指摘の通り、手法そのものが確定していないので、やることはやるのだけれど、当委員会への報告が後回しになってしまうと、事前チェックの意味が薄れてしまうので、改善方法があれば改善を考えたほうが良いと思います。

草野委員

私も、アンケート調査を24年9月に行い、段階を追ってこの計画を立てていると思うのですね。しかし、パブリックコメントが出るまでは委員会に出さないという事ではなく、基本計画という大きな案件だから順序立ててアンケートを取りワークショップをやり審議会にかけながら順次いいものに練って行くという基本的な全体の計画があるのではないかと思います。

この資料を見ると、言葉が悪いのだけれど、行きあたりばったりとやっている感じがしないでもない。例えば、アンケート調査にしても24年9月に出たのだから、今すでにアンケート結果が出てそれをこのように反映しますと、或いは審議会にアンケート結果を反映しましたと、そのような話があって然るべきだと私は思っています。

この点は、事務局が全体的なやり方についてきちんと順序だった仕事のやり方ストーリーを指示・指導したらどうかと思っているのです。ちょっと違和感があります。

事務局（大野）

この点は、政策推進課から全庁的に指示あるいは助言等をさせていただいております。市民参加条例が出来てから期間が経ちますので、職員で知らないという人間はいないのですが、ただ、実際

に市民参加条例の手続きを踏もうとすると、初めて担うという職員も多々いるということで、一つ一つの参加の手续に戸惑いがあるということがあります。

時期的にも、いつ政策推進課を通じて当委員会にかけてゆくのかについて掌握していない職員もいます。職員への周知については私ども政策推進課の責任でやらなければなりませんので、今一つ周知が足りなかったというところです。

この時期に予定シートが出ること自体よろしくない事と思いますので、次年度につきましては、個々に時期がございましてばらばらに出す事は効率的でないのですが、委員会の開催も年度中途に一度お願いすることも念頭に、年度当初に各課から申請が出るよう指導助言してゆきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長

他の案件にもいくつかありますが、事前確認が趣旨という事であれば、例えばまだ決まっていなければ検討中、未定、実施予定であるがまだ詳細は明らかではない、というように途中経過でもよいのではないかということですね。是非、そういった全体像を示して検討するという方向で対応して頂ければと思います。

では、その件はよろしくお願ひいたします。

以上を踏まえ、この予定シートに関しては如何でしょうか。

中畠委員

三木委員が仰ったように、複数の参加手法をとっているのもよろしいと思います。

委員長

手続については適正であるけれども、事前に確認ができるような方法を執られたいということでお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

委員長

はい、ではそのようにお願ひします。

それでは、引き続き2番についてお願ひします。

事務局（宇田）

四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の改正です。

改正の概要は、条例に基づく許可にあたり、暴力団員等を欠格要件に含めるなど、審査基準等の改定を行うものです。

対象根拠条文は、1項3号の権利義務条例、1項6号の審査基準等に該当します。

条例実施予定時期は、今年の4月施行です。

市民参加手続では、意見提出手続が今年の1月、審議会手続が今年の12月に実施が済んでおります。

以上でございます。

委員長

はい。所定の手続としては、先程と同様に要件を満たしていると言えますが、いずれにせよ実施時期に関しては先程と同様でございますので、ご意見を伺います。如何でしょうか。

金子委員

審議会が始まる前にこの会で審議するという事になっているのでしたっけ。

つまり、去年3月にこの会をやったのですよね。6月でしたっけ。その時だったら間に合ったのですが、ようするに審議会手続などが始まる前に我々の会に付託する事になっているのでしたっけ。

事務局（大野）

そうです。市民参加手続を始める前に、その手続きが本当に適正かどうかを。

金子委員

そうであれば、委員長仰ったように、手続的には間違っていないのですが、もっと早めに出してもらって、私たちが見てパブリックコメントを行ったほうがいいのかいろいろとアドバイスができるので、事前に出してもらったほうがいいのかというのが一つ。

それと、中野委員仰ったように、我々もしょっちゅう集まっていられないので、この間も1回やったと思うのですが書面で回議をやりましたね、そういう事もあると思いますので、タイムリーにやらねばならないという事を提案したいと思います。

先程、委員長仰ったように、全部決まらなくとも手続の前に出していただいて、アドバイスがあればすると、集まれば書面でも廻していただければと思います。

委員長

他にございますか。

中野委員

パブリックコメントが1月なので、現段階ではほぼ固まって「2」の案件に入ってもいい感じですね。

結果がまとまってないのかも知れませんが。

田中委員

どちらかという、検討の余地のない条例改正ですね。粛々とやるような。要するに、暴力団の排除を目的にするということであれば、もっと早く出せる案件ではあったと思います。市民参加条例が周知されていないように感じますね。

委員長

では、手続は、所定の要件を満たしていますので、手続そのものは適正であるという事に致しまして、やはり先程と同様に、事前に十分な確認が取れるような方法をお取り願いたいということを書き添えたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

委員長

それでは3番お願いします。

事務局（宇田）

3番からは、予定の追認と、昨年12月までの間に全ての結果報告が終わっているというものでございます。只今ご審議いただいたナンバー1とナンバー2は、12月までに終わっていませんでしたので、資料調整が間に合わず予定のみとなっております。3番以降は実施済みの予定シートと実施済みの各々の手続のシートとなります。

では、資料3、3ページです。四街道市小規模水道条例及び四街道市小規模水道条例施行規則の制定でございます。

概要は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、所謂分権一括法でございます。これに伴う改正が4番以降に出てきます。分権一括法による水道法の一部改正により、これまで県が条例で定めていた小規模水道の布設及び管理の適正化を図るために必要な基準等について、新たに市条例及び規則として制定するものという内容です。

市民参加手続の対象根拠条項は、1項3号の市民等の権利義務に関する条例の制定、それと、1項6号の行政手続条例に規定する審査基準等の制定に該当します。これは、1項3号には条例のみ、6号には条例規則ともに該当します。

これにつきましては、意見提出手続、審議会等手続が御覧のとおり終わっております。

次の資料4ページ目が審議会等手続実施シートです。

環境審議会が昨年8月10日に開催されまして、議事として附議を致しました。公募委員が5名出席、その次の中括弧は傍聴者数で、傍聴人はナシです。

同日中に議事中の意見として意見が提出され、意見はなしという事でございます。

審議会の際、市が提示した案に対し委員が議論を重ね、その際の意見を審議会の意見としたという取扱でございます。

その結果の公告は、8月24日付け公告203号、それからホームページ8月24日付けで公表されております。

資料5、6、7、8ページまでが公告文、9ページがホームページによる公表です。以上が審議会手続です。

続いて、10ページ目が意見提出手続シートです。

意見提出手続は、周知の公告を24年9月14日付け公告219号で行いました。その他の周知は、市政だより10月1日号、ホームページ10月1日付けで行っており、実施期間は、24年10月1日から11月2日までの33日間です。意見の提出は0件でした。

その結果公告は24年11月8日付け公告第270号、及びホームページも11月8日付けで公表しております。

以降添付資料11から13ページが周知公告、16ページまでが条例と規則の骨子でございます。17ページが意見募集の市政だより記事。18・19ページが周知のホームページ。20ページが結果公告、21が結果のホームページです。

以上、所定の手続きが行われており適正という判断です。以上でございます。

委員長

はい。3番からは、市民参加手続の実施予定の追加と実施状況の評価ということになります。ご質問ご意見がありましたらお願いします。

中嶋委員

これは感想の部類に入るかも知れませんが、地域主権という言葉が使えなかったために長い名前になった分権法の委譲とか義務付け枠づけの廃止に伴って、いろんな条例を改正しなければならなくなって、凄く大変だったと思います。その中でも逐一、市民参加の手続をかけて頂けていると感じています。

中には結構細かいものも多く、市民も関心を持ちにくいのかなという事もあり、パブリックコメントのご意見がないという淋しいところではあります。細かいので仕方ないかなと思いますが。

市の広報の出し方についてですが、パブリックコメントの記事の隣に井戸水の記事が載せてあり、関連記事を並べて書いて頂いて一体的だなと感じます。読む人が読まないといけないのですが、井戸水を使っている人は関心を持っていただけるでしょうけど、結果としては意見がなかったという事ですね。

金子委員

私も感想ですが、やり方としてはこれ以上はできないと思います。仰る通り、関心のない人はパブリックコメントで意見を出さないと思います。今回の案件にはありませんが、私が関係した教育振興基本計画策定のパブリックコメントは50件ありました。やはり、関心のある事には意見が出るのですね。恐らく、関心がないわけではないでしょうけど、出しようがないというのが本当のところかも知れないですね。難しいところでしょうね。

全ての案件でパブリックコメントを行うのですから、これ以上工夫しても多分出してもらえないとは思いますが。

中嶋委員

これも先程の予定と同じで、分権法が出た段階で予定として立てても良かったのではないのでしょうか。そういう意味で、当委員会に諮って頂く時期についての工夫の余地はあったと思います。

三木委員

私は、感想というよりもご配慮頂いたほうが良いと思う点ですが、分権改革の中で肉付け枠づけがいろいろと地域で決められる点は積極的に捉えられる側面もあるのですが、いかんせん細かい話になるので、これまでと何が違うのか変わらないのかとか、これまでは国などが作った基準に則って同じだったというところから、一部独自基準も可能になったという事になるので、この後の案件の地域密着型介護サービスなどは、省令そのものところと条例案で追加しているところが資料として添付されているので、市として独自に何をしようとしているのかという事が比較的市民にも読めばわかるということなので、恐らく手間の問題が担当課の方にもあると思いますが、従来と変わるのか変わらないのかとか、肉付け枠づけの部分で違う基準を市は採用しようとしているのかどうかとか、その点の情報を出していただかなければ、自治体としてやろうとしている事が市民に伝わらないこととなります。

なので、その点を少し可能な範囲で、今後おそらく同じような事が出てきますのでご配慮を頂ければと思います。

委員長

実際には変わったのですよね。

田汲委員

条例化は各市とも行っているのですか。

事務局（宇田）

やっている筈です。

田汲委員

でも、やらなくともいいのですよね。厚生労働省の衛生対策要領だけでもできるという事なのですが。

事務局（宇田）

その点は把握しておりません。

田汲委員

手続は適正にやっていますね。

中嶋委員

条例で制定して頂いたほうが分かりやすいですよね。

委員長

公表の仕方と申しますか、意見募集の仕方の内容で、例えばどのような違いがあるのか、なぜ定めるのか、というような事をもう少し分かりやすくお知らせするともっと良いという事かと思えます。

その点をご検討いただければと思います。

手続的にはよろしいですか。

（「はい」という声あり）

委員長

はい。では、内容が市民に伝わるような手続をこれからも考えたほうがもっと良いという主旨で附記をすれば良いと思います。

事務局（宇田）

今、仰った事がコメントに附記されるという事でよろしいですか。

委員長

はい、そうです。

それでは次の4番についてお願いいたします。

事務局（宇田）

23ページです。

案件が3つあり、まとめてあります。1つが四街道市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する条例の制定、次に四街道市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、そして四街道市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定です。

内容は、分権一括法の制定及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の改正に伴い、これまで介護保険法等や厚生労働省令で定められていた一部の介護サービス等に係る基準について、新たに市条例として制定するものでございます。

1項6号の審査基準の制定に該当し、行う手続は、パブリックコメントということで昨年12月に実施済みでございます。

24ページ、実施シートです。

周知が11月12日、公告272号の1、ホームページ同日公表致しました。実施期間が12月12日までの31日間。意見はゼロ。結果公表が公告は12月17日付け301号。ホームページが12月13日に行っております。以降のページが関係資料でございまして、3つの条例素案の説明文ですのでページ数が多くなっております。

審査基準等でございますので、法に沿っているのか参酌基準によっているのか等の区分で示されています。以上でございます。

委員長

では、ご質問はありますか。

金子委員

内容に関しての質問ですが、条例はもう出来上がりましたか。

事務局（宇田）

実施予定シート中段に行政活動実施予定時期が記載してあり、25年4月となっております。現在、市議会に条例案として上程中でございまして、可決後に公布されます。

金子委員

これは、関心ある方もいらっしゃると思いますが、結果的には今までの法令と内容が変わっていないということでしょうか。

もしも変わったということであれば、いろいろな意見が出てくるのではないかと思います。でも、パブコメがゼロってことは、変わっていないという事ですか。

事務局（宇田）

従来定められていた介護保険法あるいは施行令との、四街道市独自の基準を設けたのか否かという事ですね。申し訳ありません把握してございません。

委員長

設けたんですよ。

金子委員

設けたとすると、結構関心があるのだと思うのですが。

委員長

33頁以下に具体的に出ていて、網掛けになっている部分が省令の内容と条例案との違いの箇所です。

三木委員

記録の整備で厚生労働省令で2年間で、市条例では5年間としたという事なので、追加したものが実質的な内容ではないのですが、独自基準を定めていますね。

田汲委員

参酌というのはどういう事ですか。

委員長

参考にして考えるという事ですね。

中畷委員

厚労省がけしからんと思うのは、従うとか参酌とかばかりじゃないですか。なので、基本的には同じにしなさいよという事を暗に言っているに過ぎないのです。

委員長

まあ、参酌の場合には、こういう事だから当市は独自に定めますと言える訳です。

草野委員

私は、これは凄く専門的な内容の案件ですよ。所謂パブリックコメントだけでいいのかということ。パブリックコメントでは市民からあまり意見が出ないですよ。ですから、このような専門的な件は保健福祉審議会などに諮るといいう事があってもいいのではないかと思います。

いきなりパブリックコメントにかけても市民は多分反応しないのではないかと思います。ですから、専門性の高いものについては、審議会をうまく活用して一旦そこで揉んで頂くということがあっていいのではないのでしょうか。私はいくらこれを読んでも全然わかりませんよ。

このように専門性の高い案件については、いつもそう思っているのです。より良いものを作るには、審議会をいかに活用するかという事です。担当部署だけに任せるのではなく、事務局が指導をしてという事もあっていいのではないかと思います。

中嶋委員

今回、担当課では、比較的事務的に審査基準を定めればいいと捉えたけれども、本来的には、市民に関わりのある事なので、もう少し市民参加機会を設けて意見を聴く機会があってもいいのではという事ですか。

草野委員

それを模索する方法があったのではないかという事です。

金子委員

恐らく、三木委員が言われたような記録の整備の部分だけしか変わっていないので、担当課としては審議会にかけるほどの案件ではないと判断したのではないかと思います。条例そのものでかなり変えるのであれば、当然、審議会にも諮るべきとは思いますが、この内容を読むと、記録の整備の部分だけが市独自に変更した基準ですよね。そうであれば、市民にはあまり関係性が薄いかなということで、多分審議会に諮らなかったのだと推測されます。

田汲委員

これは、上から降りてきたものですから。

委員長

この条例は、主に事業者に対して適用される条例という事になりますので、市民が本格的に事業の在り方を論議するという事になれば、また違った論議の仕方になってくるものと思いますが、多分、時間的にもさほどゆとりが無かったのではないかという気がします。しかも、全般なので、これに手を付けるとすれば、かなり膨大な作業になるという背景があったのかも知れませんね。

内容は、2年が5年になるという事だけであっても、どこがどのように変わっているかという事を示して意見を求めているということについては、評価してもいいのではないかという気がしています。

宜しいでしょうか。

(「はい」という声あり)

委員長

では、適正であると。しかも、示し方が親切であると書き添えてもいいのではないかと思います。それでは、次をお願いします。

事務局（宇田）

5番です。52ページ。

四街道市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定です。概要は、分権一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、これまで国が一律に定めていた公園等のバリアフリー化に関する構造基準等を、新たに市条例として制定するものでございます。

1項6号の審査基準等の制定に該当いたします。条例制定時期は25年4月。実施した手続きは意見提出手続でございまして、53ページが意見提出手続の実施シートです。

意見提出の周知公告が11月5日266号、ホームページによる周知が同日でございます。意見提出の実施期間は、11月5日から12月5日までの31日間、意見提出はゼロでございました。その結果公告は12月10日付け公告297号、ホームページは12月18日に公表しております。

54ページからは周知の公告文、56ページが条例骨子、57ページからが周知のホームページ、59ページが結果公告、60ページが結果のホームページでございます。

以上でございます。

委員長

説明が終わりましたが、これについて何かご質問ご意見等はございましたらお願いいたします。

田汲委員

これは、四街道独自で4点を加えたのですね。

事務局（宇田）

原則は今までの国の基準に準拠しています。加えた部分は仰る通りです。

中畠委員

先程の高齢者施設の案件に戻りますが、本件は公園施設なので市民に直接関わりがあります。権利義務とまではいかないまでも、市民生活に影響が及ぶので、制度の導入ではないながら市民に関係があるので、可能であれば四街道の公園施設のバリアフリーはどうあるべきか等について考える機会があってもいいのではないかと感じます。

高齢者施設にあっても、施設がどうあるべきかということはこの機会に考えてもいい、そういう事があっても良かったのではないかと。

市民参加の対象根拠は、条例第6条1項6号以外には当てはまらないかも知れませんが、審議会などの場であり方を審議するような事があっても宜しいのではないかと思います。

委員長

手続そのものというよりも、そのような機会に考えるという事があっても良いのではないかと、ということですね。

中畠委員

はい。

牧野委員

パブリックコメントで、条例案を示したものについて意見を述べるのですよね。なので、その時に、公園のバリアフリーについては4項目を追加して使い易くなる訳だから、ホームページの書き方を工夫し、国の基準よりももっと四街道ではこんな点を加えているのですよという表現ができればいいのだと思います。そうであれば、利用者としても「よかった」などの声が聞けるのではない

でしょうか。パブリックコメントは苦情ばかりとは限らず、誇れる条例だと評価される面もあると思います。

中畠委員

折角いい取り組みをしているのですから、そこをもう少し市民にアピールする機会としていただければと思います。

委員長

そうですね。そのほうが市民参加としてもやり易いと言いますか、市政に興味関心を持って頂けることになるのだと思います。

これを具体的にお知らせしたものというのは、56ページの骨子案だけでしょうか。

田汲委員

60ページにもありますね。関係資料という事で骨子案が載っていますね。

牧野委員

ここからPDFを開いてみないと、どれだけ良くなったかという事がわかりませんよね。

委員長

ホームページ記事の「条例骨子案」をクリックすれば分かるようになっているのですね。水面下という事ですね。行ってみれば分かる。

金子委員

これは全てが同じ方式なのですよね。ですから、PRするという意味では、PDFを開かなくともこうなりますよという表記があるといいという事ですね。このような方式で決めちゃっているのでしょうか。逐一書くのが大変ですから。

牧野委員

でも、いい事だけは特出しで書いて、悪い事はあまり書かないというのもどうかとは思いますが。なので、多分、同じ方式でという事なのでしょうね。

中畠委員

時間が無い中で、条例の内容は担当課で検討しているようですが、分権一括法で時間が無いという理由で急いでパブリックコメントに付し、3月までに条例を議会にかけなければならないということでは、分権を進展させる意味でちょっと。

委員長

市民参加を進めるうえで、内容がわかるような工夫があっても良かった。特に、独自の設置基準を設けているだけに勿体ないという感想ですね。

手続的にはよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

委員長

はい、有難うございます。
それでは次、お願いします。

事務局（宇田）

6番、62ページです。

四街道市手数料条例の一部改正でございます。

概要は、都市の低炭素化の促進に関する法律が新たに平成24年9月5日に公布されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査を所管行政庁として行う必要があるため、手数料を新たに規定するものでございます。

市民参加手続の対象根拠が、1項3号、市民の権利義務に関する条例の改正に当たります。

本件は、市民参加手続を実施しない扱いになっており、根拠としては第5号、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものに該当させております。

詳しい理由として、法律第53条第1項で定める低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対し、同法第54条第1項の基準に基づき審査する際の手数料を新たに設けるものであり、第5号の規定に該当するというものです。なお、当該手数料は法令で基準が定められているものではないため、第3号には該当しません。

63ページが適用除外の実施シートで、上半分は省略させていただき、適用除外の公告日が24年10月17日、公告244号、ホームページも同日公表しております。

条例制定予定が3月末でございます。

添付書類は、64ページが実施しない旨の公告、65ページがホームページでの公表です。
以上でございます。

委員長

はい。ご質問ご意見等お願いします。

委員長

この手数料は、法令で幾らと決まっている訳ではなく、市が独自に定めて徴収するということですね。

従前の手数料と、市が徴収する事になった手数料の額というのは違うのですか。

事務局（宇田）

新たな事務手数料になりますので、今までは無かったものです。

委員長

ということは、近隣や類似市の様子を見たという事ですかね。

事務局（宇田）

その可能性はあるとは思いますが、聞き及んでおりません。

委員長

考え方とすれば、手数料として徴収するものについては参加手続を執らないという考え方でいいのでしょうか。

三木委員

前回の条例改正でも議論になりました。手数料に関しては適用除外にしていますが、そのままでいいかという議論になりました。直接請求の対象ではないということでパブリックコメントなどの適用除外にするという運用がされてきました。

田汲委員

今回のような許可申請で手数料を徴収するものは、国からある程度指定されてきますよね。それはいいとして、今回は、法令の基準ではないものを新たに取るのですよ。

法令では、手数料は徴収しろとは書いていないのですよね。審査自体はやるでしょうけども、手数料を取るという事は、本来ならば市民からお金を取る訳だから。取らないところもあるのでしょうか。

事務局（宇田）

それは分かりません。

委員長

まだ法律を見ていないので詳しくはわかりませんが、恐らくこの法律の中に、行政庁は手数料を徴収する事が出来るという規定があるのだらうと思います。それが無ければ、普通はやらないのかな。やってもいいのでしょうかけれども。恐らく、審査手数料というのは行政的には常識の事、つまり審査することに対し手数料を取ることはごく普通なのです。法律の規定の中でも手数料を取ることができるという規定がおそらくあるであろうと思います。それに基づいて条例で定めるという事だと思います。

牧野委員

実施しない根拠では、金銭の徴収に関するものは実施しないでもいいという規定があるわけですよね。

委員長

いずれ別の機会に議論する事があると思いますが、現行規定ではこの様な条項があって実施しない根拠となっているので、手続的には今のところやむを得ないということでしょうか。

あり方は、また別の場面で議論したいと思います。

この件に関してはよろしいですか。

（「はい」という声あり）

委員長

はい。では次の項目ですね。

平成24年度市民参加手続の実施状況の評価という事ですね。

では7番お願いします。

事務局（宇田）

7番、66ページです。66ページの資料は、左上にも書いてある通り予定審査の実施期日、このシートを審査して頂いたのが平成23年11月25日に審査して頂いたものでございます。その時のシートが66ページの資料7という事です。

まちをきれいにする条例の一部改正という事で、これに関しましては、四街道駅周辺を喫煙行為規制区域として設定するという内容の改正で、手続としてパブリックコメントと審議会等手続を予定していたというものでございます。

これに対しまして、67ページ、審議会等手続の実施状況でございます。環境審議会は14人のうち公募委員が5名、意見を求めた日が23年12月26日に議事として附議したという事でございます。意見提出された日が同日。議事中の意見として提出されたものです。意見提出に至る特記事項として、審議会の際、市が示した条例案に対し委員が議論を重ねその際の意見を審議会の意見としたものです。

意見の取り扱いとしては、意見件数が3件。いずれもその他感想、案件以外の意見等でございます。

結果公告日は、24年4月26日、ホームページは24年4月18日でございます。

添付資料は、68ページが結果公告、69・70ページが審議会に附議した条例改正案、71ページが意見の取り扱いということで3件のその他の意見が出され、市の考え方が丁寧に記載されています。72ページがそのホームページ記事です。以上が審議会等手続です。

73ページが意見提出手続実施シートです。

意見提出の周知が24年2月1日公告35号。市政だよりが24年2月1日号。ホームページが2月1日です。

意見提出実施期間は、2月1日から3月2日までの31日間。意見提出は4人1件でした。

結果取り扱いでは、その他の意見として扱っております。

結果公告は、4月26日公告110号、ホームページが4月18日公表でございます。

添付資料は、74ページからが周知の公告。76が周知の市政だより、77・78が周知のホームページ。79が結果公告、80がその添付資料でこれも市の考え方が記載されております。81・82が結果公表のホームページです。

以上でございます。

委員長

はい、有難うございます。ご質問ご意見等ありましたらお願いします。

草野委員

参考までにお聞きしたいのですが、80ページで市の考え方として「設置を検討して参ります」とありますが、結果的にはどうなったの。

事務局（大野）

これは現在検討しております。

恐らく設置されるのではないかなと思うのですが、まだ結論は出ておりません。

委員長

他には如何ですか。よろしいですか。

では、適正という事でコメントします。

次の8番、お願いします。

事務局（宇田）

8番、83ページです。

基本構想条例の制定でございます。

83ページは、予定案件の審査を24年5月24日にお願した際のシートです。

概要は、長期ビジョンを示すとともに市政の各政策分野にわたる諸計画の最上位の方針となる基本構想の制定と位置付けを規定する条例を新たに制定するものであり、意見提出手続と審議会等手続とが予定されておりました。

では84ページの審議会等手続シートをご覧ください。審議会名が総合計画審議会、14人で公募が5名です。5月18日に議事として附議し、同日に議事中の意見として頂きました。意見数は1件で、意見を反映しませんでした。

この結果を8月16日付け公告200号と8月17日のホームページで公表致しました。

添付書類は、85ページが公告文、86が条例案ですが、審議会では骨子案を資料とし、条例案は参考資料としたしました。87が意見内容と市の考え方、88ページがホームページによる公表記事です。

89ページは意見提出手続シートです。

周知の公告を6月1日公告151号でいたしました。同日付の市政だより、ホームページ、6月3日には自治会回覧で周知を致しました。

実施期間は、6月1日から7月2日までの32日間。意見提出者はひとり、意見は1件でした。

結果取り扱いとして、意見を反映致しませんでした。その旨の公告は8月16日199号で公告し、8月20日にホームページで公表を致しました。

90・91は周知公告、92から94が条例骨子、95が周知の市政だより、96・97が周知のホームページ、98が周知の回覧文書、99が結果公告、100・101が意見内容と意見に対する市の考え方、102・103が結果公表のホームページ記事です。

以上でございます。

委員長

では、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

中畷委員

これはもう条例は制定されたのですか。

事務局（大野）

制定されました。

中畷委員

基本構想条例自体の制定については市民参加手続について異議は無いのですが、個人的に基本構想条例に関心があります。基本構想は今度から議会にかかることなく総合計画審議会にかかるだけですか。

事務局（大野）

いいえ、5条に規定している通り引き続き議会の議決を得ることとなります。

三木委員

基本計画はやらなくていいのですか。

事務局（大野）

いいえ、基本計画は自治法96条2項の関係で従来議決を得ることになっています。それはそのまま、基本構想の議決要件だけ無くなったので、今回基本構想条例を制定してそれを定めたということです。

三木委員

わざわざそれを基本構想条例として制定するというのも親切な話ですよ。

委員長

といいますか、そうしない事には基本構想を定める根拠がなくなってしまいますね。

事務局（大野）

仰るとおりです。

中畷委員

だから、いらぬのではないかという意見も出ていましたよね。

金子委員

質問ですが、87ページの意見がありますよね。これと100ページの意見とどのような違いがあるのでしょうか。違う場面での意見でしたか。

事務局（大野）

87ページは審議会で頂いたご意見で、100ページはパブリックコメントでのご意見です。

金子委員

わかりました。

中畷委員

基本構想が実際に出てきたときには、市民参加を実施する事項として想定されていますか。

事務局（大野）

総合計画の策定については、23年度の6月でしたか、その際に実施予定案件として当委員会にお諮り致しました。その際は、総合計画全体という事で基本構想と基本計画、これに係る市民参加手続が適正かどうかという形でご意見を頂きました。

基本構想にかかる市民参加につきましては平成23年度に概ね終わりました、今年度も一部タウンミーティングが実施されたところでございます。あとは総合計画審議会に諮るところです。

今後は、総合計画のうち基本計画についての市民参加が始まるということです。

中畷委員

条例の中には市民参加については書かれていないけれども、通常の市民参加条例の手続に沿って行うという事ですね。

事務局（大野）

そうです。市民参加条例に沿って行います。

委員長

はい、よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

委員長

はい、では、8については適正であるという事でお願いをしたいと思います。

9番お願いします。

事務局（宇田）

はい。ナンバー9、火災予防条例の一部改正です。104ページをお願いします。

予定の審査は、24年3月13日と5月24日にお願ひしました。予定としては異なる内容で2回審査いただき、市民参加手続も2回に分けて実施しましたが、条例改正は一括で行っております。

改正概要は、危険物の第1類に、「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」を加えるもの、及び、対象火気設備等の種類に「急速充電設備」を追加するものでございます。

適用除外の理由としては、6条2項3号の法令により実施基準が定められているものであり、詳細理由がシート中ほどに明記されております。

105ページは、急速充電設備に係る改正についての適用除外実施シートで、実施しない旨の公告日が24年4月27日、公告113号と同日のホームページで公表致しました。

添付資料は、106ページが実施しない旨の公告、107ページがそのホームページ記事でございます。

107ページは、危険物の規制に関する政令改正についての適用除外実施シートで、実施しない旨の公告日が24年5月10日、公告127号と同日のホームページで公表致しました。

添付資料は、109ページが実施しない旨の公告、110ページがそのホームページ記事でございます。

以上でございます。

委員長

はい、説明が終わりました。ご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。

意見ではないのですが、詳しい理由というのは面白いものですね。自治体が条例を制定する時の基準を定める省令というのがあるのですね。

田汲委員

これは、日本全国統一して同じことに基づいて地域特性にあったものにするために、例えば東京と北海道では同じ基準にせずに、省令の中で準則のようなものを作っています。それを採用するのは市町村の判断ですよということです。

委員長

そういう構造だとすると、判断の幅があるという事なのですかね。現物が無いので良く分かりませんが。

ま、従前の検討の結果、これで良いでしょうということになっているという事ですね。これについては如何でしょうか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

委員長

はい。では適正という事といたします。

これで大きな3番が終わって大きな4番になりますね。お願いいたします。

事務局（宇田）

資料10以降は、来年度の実施予定案件でございます。

111ページ、四街道市地域防災計画の策定でございます。

概要でございますが、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の地域に係る風水害対策、大規模事故対策、震災対策に関し、市民の生命身体財産を災害から保護するための地域防災計画を、災害、防災に関する社会状況を勘案するとともに、平成24年度に実施するアセスメント結果を踏まえつつ、現行計画の見直しを行いながら新たに策定するもの。ということで、計画年度の設定はなしという事でございます。その都度新たな地域防災計画を策定するという位置付けになっているという事でございます。

対象根拠は、1項1号の計画策定です。

行政活動実施予定は、平成26年4月、実施を予定する手続は、意見提出手続が本年11月、市民会議手続が本年5月から7月でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

委員長

それでは、地域防災計画の策定について、ご質問ご意見等ありましたらお願いします。

三木委員

基本的な質問ですが、これは現行の地域防災計画というのはあるのですね。その見直しを行いながら新たに策定するということは、現行計画を見直して新しいものにしますという意味でいいですか。

委員長

全部改正するという事ですね。

事務局（宇田）

ええ。

三木委員

わかりました。

中畷委員

手続的には結構だと思いますが、東日本大震災があり市民の防災に対する意識も高まっています。ですので、この時期に地域防災計画を市民参加でされるというのは非常に重要だしいことだと思います。その際に、できるだけ多様な市民の方に参加をしていただくことで実際に機能するというか、行政の力だけでは防災はできないという事を皆さんわかっている時期ですので、できるだけ多様な市民の方に参加をしていただき機能する地域防災計画を作るという事が大事です。

市民会議を立ち上げる予定ですが、これを見ますと時期が2カ月か3カ月くらいなので、多様な層の参加という事を考えると、十分な参加と議論をしていただきたいことを申し上げたい。

委員長

はい。つまり、市民会議は実施予定時期の5月から7月までで十分だろうかという意見が出されたということですね。

事務局（宇田）

参考までに申し上げますと、3.11があった2年前、その年の5月から、四街道で市民協働の中核施設として運営しているみんな地域づくりセンターにおいて連続防災講座を市民の有志の方大体毎回60名ほど集まっていたいて、今までで計8回開催しております。併せて、自治会情報交換会というのでも開催しており、その中で自主防災組織のテーマなども加味しながらそれは十数回ほど開催いたしました。このような素地がありますので、危機管理室としてはそこに参加して頂い

たメンバーに声掛けをして中心的に集まっていただき、公募の方も含めて5月から7月に行いたいという意図があります。

金子委員

私たちの自治会も、来年度に立ち上げようという機運も盛り上がっております。だいぶあちこちでできているようですね。その集大成ですから、大分皆さん集約されていると思うのですよ。

委員長

はいわかりました。

田汲委員

四街道は、他市に比べると安全性が高い地域ですね。

委員長

はい。では地域防災計画に関してはよろしいでしょうか。

三木委員

市民会議の市民等というのは、これまでいろんな形で参加をしてきた方々から公募という事ですか。地域防災計画だと、市をある程度エリアに分けて中学校区くらいでしょうか、わけらと思うので、参加者が地区的に偏らないで全体の地域から参加いただけるような形を取っていただいたほうがいいと思います。特定の地域からの参加者が多いということのないよう配慮頂きたいと思います。

お話を伺うと、今まで参加いただいた方々である程度は地域性もカバーされるのかなと思うのですが。

中寫委員

あと、ご説明いただいたように、これまで市民参加の素地があるということについては、予定シートには表示しづらいのかもしれませんが、実施の評価の際には付記して頂いたほうが良いと思います。

委員長

そうですね。記載があったほうが、より分かりやすいですね。

あと、地域防災計画は、他の機関、警察とか国県の機関なども入ってくると思いますが、その辺との関係は市民参加手続との関係は特に考えなくていいでしょうか。

事務局（宇田）

地域防災会議という条例設置の会議がございますが、実は公募委員の設定が無いので、今回条例改正する際、国に準じて女性委員の登用という点は加味されましたが、市民公募委員は地域防災会議には含めなかったという経緯がございます。ですので、市民参加手続からは外れます。関係機関については地域防災会議の中で十分な議論がなされる事とはなります。

その他に記載したほうがいいのでしょうか。

委員長

そうですね。その他に記載したほうが良いような気がしますね。

三木委員

その他の方法にはなりませんよね。なので、書式的に厳しいので備考欄とか参考資料添付などの形でいただければ…。

委員長

その他の欄に、このような実績があつて蓄積がなされているというような表現があれば、シートを見たときに、より分かりやすいですね。

いずれにしても、本委員会としては、手続的には適正であるという事になるかと思えます。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

委員長

はい。では次お願いします・

事務局（宇田）

11番、112ページです。

四街道市庁舎の整備検討でございます。

概要といたしましては、市庁舎の建替えも含めた再整備に関する基本計画を策定するもの。再整備内容が未定のため想定工事費も未定ということで、実は、庁舎の全部建て替えの可能性もございますし、一部耐震補強のみで終わらせるという場面も想定されるので、条例施行規則では5億円以上という要件があるのですけれども、その点についても未定という事でございますが、市民参加手続を進めてゆくというものでございます。

対象根拠は、1項4号の大規模な市の施設の設置計画の策定でございます。規則で5億円以上と規定しております。

行政活動の実施予定時期は平成26年5月です。

実施する手続は、パブリックコメント26年4月、審議会等手続として庁舎整備検討委員会が25年1月からでございます。

以上よろしく願いいたします。

委員長

はい。どうぞ。

金子委員

これは新たにできる審議会ですか。

事務局（大野）

2月に新たに立ち上げました。

委員長

では委員会の実施予定時期は、記載のとおり25年1月からでよろしいですか。

金子委員

委員会はもうできているのですね。市政だよりに出っていましたか。

事務局（大野）

出っていました。公募委員を募集しておりました。

三木委員

質問ですが、基本計画を策定するということが、庁舎整備検討委員会が、建て替えるのかそれとも耐震補強するのかそういう事を含めてここで決めるのですか。それとも、それは別に決まってきた、その方針に基づいて基本計画を作るのですか。順序が良く分からないのですが。

委員長

段取りがわかりづらいですね。

事務局（宇田）

検討委員会の審議、意見を尊重しながら基本計画を策定する前にパブリックコメントを行うというものです。

三木委員

すると、基本計画で再整備の手段についてを決めるという事ですか。

事務局（宇田）

ええ。

金子委員

基本計画ではなく整備計画と普通言うのではないですか。基本というほどのものですか。

委員長

建物は、基本計画を先ず作るのですよね。普通、基本計画、実施計画という順です。

金子委員

基本というと、建て替えるどうするのかという事ですよね。

委員長

その辺りが良く分からないですね。整備内容が未確定だということは、建て替えをするのか耐震補強で暫くは持たせるのかまだ決まっていませんという事ですね。

中嶋委員

耐震が心配なのですか。

事務局（宇田）

補強が必要な数値が出ております。

委員長

要するに、どのような流れで決めてゆくのか。決めないと計画が作れませんよね。ということは、どちらにするのかの基本計画を策定するという事なのでしょうか。

事務局（大野）

実際のところ、庁内の検討会がありますが、その中で市としての考え方を何通りか示したうえで、検討委員会に諮って意見を聞きながら基本計画を作っていくということです。最終的には諮問答申という形になると思いますが、あくまで計画は市が策定しますが、委員会意見を踏まえてゆくという意向です。

市長の考えも、市民参加の手法で今後の庁舎整備を検討するという前提がございます。

金子委員

この検討委員会の名称は、正確に言うと「四街道市庁舎整備基本計画検討委員会」というべきなのですか。計画を作る検討委員会なのですよ。

事務局（大野）

正式にはそうなると思います。

三木委員

耐震補強なのか建て替えるのかという事自体の判断に当たっても市民の意見を反映したいという事なのですね。

事務局（大野）

そうですね。

委員長

例えば、物理的に危ないと、つまり、例えば耐震補強しても5年しか持たない、5億かかる。5億をかけて5年或いは10年位しか持たないのであれば、建て替えたほうがいいのかという論議になって行くと思うのですが、それでもいいという論議もあるとは思いますが。

しかし、物理的に危ないという事自体が市民参加であろうが無かろうが危ないわけですよ。市

民参加したから危険ではなくなるという事はないので、その辺どうなのでしょうね。

中嶋委員

意見聴くとしても適切な時間でやったほうがいいですよ。南相馬市役所も耐震補強したから壊れなかったけれども、いつ地震が起こるのか分かりませんからね。

委員長

手続上は、この様にしますという事でよろしいのでしょうかけれど、何をするのか分からないという事だと、手続自体も少々危ういものになりますよね。

そういう意味では、何をするという事を特定しないとイケませんよね。

事務局（大野）

実際は、担当課も手探りの状況であることは間違いないと思います。

金子委員

場所も変わる可能性もありますしね。

事務局（大野）

その通りで、現在の駐車場の位置に作るとか、既存建物をどうするなどを総合的に検討しなければなりませんので。

金子委員

P F I など建て方なども色々な方法が考えられますから、市民のいろんな意見が出たほうがいいかも知れません。

委員長

手続的にはいいとしても、何をどういう風にするかというのがはっきりとしていないと、手続そのものも適正かどうか判断しづらいですね。

それを委員会のコメントとして、手続的には理解できるけれども何をどういう風にするのか構想がはっきりしていない、考え方がはっきりとしていないので、その点を市民にも分かりやすくはっきりさせたほうがいい、という意見を付しておきたいと思います。

三木委員

要は、金子委員が仰るような話の展開に、もしなるとすると、単なる耐震補強とか庁舎再整備とかという話ではない可能性がゼロでないすれば、審議会委員10名の参加とパブコメだけだと市民の参加としては、事の大きさに対しては参加機会としては限られているかなと思うので、今回は、内容がはっきり固まっていない段階で諮られているので、内容の進展によっては他の参加手法についても検討して頂いたほうがいいのかなと思うので、その点をコメントに付して頂きたい…。

委員長

正確に言えば、適正かどうか今のところ判断できないという事だと思うのです。何れにせよ、計画策定にあたって市民参加をするという事は理解できたと。しかし、事業展開によって内容が変わってゆくということになれば、今提示されているような市民参加の方法が適正かどうかもう一度検討したほうがいい、ということも言ってもいい気がします。

当面の小さな計画をとりあえずやっていって、変わってきたら別の参加手続をするというのであれば、それはそれで理解はできます。

では、展開によって市民参加手続に大きな変更が生ずる事もあるという事は付記しておきたいと思います。

それでは12番お願いします。

事務局（宇田）

資料12です。第7次四街道市行財政改革推進計画の策定、平成26年から30年度でございます。

厳しい財政状況を改善し、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立するため、行財政改革を推進する具体的な施策、改革項目等について定める第7次四街道市行財政改革推進計画を策定するもの。現計画が22年度から26年度、今回の計画が26年度から30年度まででございます。

実施根拠は第1項第1号です。行政活動の実施予定時期が25年9月で、行う市民参加手続はパブリックコメントが25年7月、審議会等手続が25年8月でございます。行財政改革審議会、委員10名で公募委員3名でございます。以上よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質問ご意見等お願いたします。

三木委員

行財政改革の実施予定時期が平成25年8月で、その前にパブリックコメントを行う予定なのですけど、計画そのものがこの審議会にかかっている訳ではないのですか。そもそも計画が審議会で議論されているのではないのですか。どこで議論されているのですか。

中畠委員

通常だと審議会で検討されますよね。

委員長

多分、予定シートの審議会手続の目的表記が違っているのではないのでしょうか。

事務局（宇田）

審議会の期間を表記した方が解りやすいですね。

三木委員

行財政改革推進計画自体は、この審議会で検討されるという理解でよろしいですか。

事務局（宇田）

はい。

三木委員

では、25年8月までに実施するということですね。

事務局（宇田）

はい。

牧野委員

もう立ち上がっているのですか。

事務局（宇田）

既存の審議会です。

中畠委員

審議会は現在あるわけですね。

事務局（宇田）

はい。

金子委員

これをみると、これは5年に1度やるのですか。

委員長

そうですね。行革大綱は5年が単位になっていますね。

金子委員

基本構想と連動しているのですね。

事務局（大野）

総合計画策定に当たり、行財政推進計画も見直しをして、財源確保に努めるというのが主旨です。

中畠委員

実施予定時期は、正確に確認して記載ください。

事務局（宇田）

はい、承知しました。

委員長

この審議会の方法を実施する目的が「市民等の意見の聴取」を審議会がやるというのは解せないのですが。市民等の意見の聴取でいいのでしょうかね。

他のシートでは如何でしたか。

つまり、審議会が意見を聴く場所ではないのだろうと思うのですが。「検討する」のではないですか。検討して善し悪しの意見や改善意見を答申するのではないかと、そうでなければ条例設置の審議会の意味が無いと思います。どうなのでしょう。

牧野委員

他のシートも同じですね。

中畠委員

実際には審議会で検討しているのだと思うのですが、要するにこの市民参加手続ということに照らした目的については、その中に構成員であるところの委員、公募委員等の市民から意見を聴くという市民参加をその中で行うという事が目的欄に書かれていると思います。

金子委員

そういう意味なのですね。市民参加で言えばこういうことなのですよ、ということですね。

委員長

ではそういう事で了解しました。

草野委員

もともとは財政審議会が基本的にあつてということだと思うのですね。たまたま市民参加手続の言葉なのですね。ですからここは括弧書きにしたほうがいいのかも知れません。公募委員を意識して表現しているわけでしょう。ですから、少なくとももともと審議会というのは別目的のために設置されているのですから、本来目的があるのにこの様な目的を記載すると本末転倒になってしまいますので、表記の仕方を工夫したほうがいいのではないのでしょうか。

中畠委員

この予定シートだけだと、市民参加の部分だけしか分からないので、他にどういう会議体が作られてそこで決まるという事があったとしても、市民参加の要素がなければここに記載されませんので、それは分からないようなシートの作り方になっています。事業を決める全体像が分かるシートではなく、市民参加のみが書かれている。

金子委員

市民参加手続の実施という、市民参加条例第7条第1項のことだから、わざわざここに書いてあると思います。審議会の目的というのは当然分かっている。ただし、市民参加という点においてはこういう審議会がありますよという事なのでしょう。

事務局（大野）

ここは、あくまで市民参加という面で捉えています。

金子委員

そういう面を見たから、このような記載になっているのですね。

事務局（大野）

審議会には専門的知識のある方も当然入っていただいております。そのような見地からいろいろとご意見を頂くという事が一つ。そして、公募委員の方が入っていただく事によって、市民目線でもいろいろとご意見を頂けるという事が市民参加の意義です。その両面を持っておりますので、その片方の面だけがここに記載されるとこの様な書き方となります。

委員長

条例の読み方はそうではなくて、市民参加手続の方法そのものが7条に書かれていて、1項が意見提出手続、2項が意見交換会手続、3項が審議会等手続、4項が市民会議手続、5項その他となっている訳です。何れにしても書き方の問題なので。

中嶋委員

事業とか計画を決めるにあたって、全体像が分かったほうが市民参加が適切かどうか分かりやすいということであれば、シートの設計を考え直す必要があります。

三木委員

私もその点を検討したほうがいいと思います。実施をしない場合のシートについては実施しない旨のシートを別に作ってはっきり区分し、実施しない場合が今の実施シートに入らないように整備したほうが見分けがつきやすいことと、あと、事業の決定ではないことを追加できるような書式に変えて頂いたほうが、ここでのやり取りももう少し簡単に済むのかなと思います。

委員長

その件は、シートの作り方も含めて別途検討しなければならないかと思います。

いずれにしても、審議会で検討するという事が分かりましたので、ここではいいということにしておいて。

では、この行財政改革推進計画の策定について、改めて何かありましたらお願いしたいと思えます。

金子委員

実施予定時期が若干気になりますね。25年8月で終わらない気がするのですが。基本構想との関連で言うと。全部は連動しないのでしょうかね。

事務局（大野）

あくまで予定でございます。基本構想のほうが場合によっては伸びる可能性もないとは言い切れ

ませんので、それに連動した形というのはあくまで予定という形で捉えて頂ければと存じます。

委員長

それでは、コメントとしては適正であると思います。

では次をお願いします。

事務局（宇田）

資料ナンバー13、114ページ、四街道市子ども・子育て支援事業計画の策定です。

概要は、平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法第61条の規定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の業務の円滑な実施に関し、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画、これは計画期間平成27年度から31年度まで、を新たに策定するものでございます。現行の次世代育成支援対策推進法に基づく四街道市こどもプラン、平成22年度から26年度、の後継計画となります。

1項1号に該当します。行政活動の実施予定時期は平成27年4月ということで、2カ年間かけて計画を策定するものです。

実施する手続は、パブリックコメントが26年12月。こども子育て会議、これは創設いたします。今後条例を制定し、こども子育て会議を創設予定で平成25年7月から26年12月までの間に行います。

その他の方法で、漏れていますが、アンケート調査を25年度に無作為抽出で2000人行う予定です。

以上でございます。

委員長

はい、ありがとうございます。質問ご意見等ありましたらお願いいたします。

金子委員

今は、四街道市子どもプランという計画が、今度は格上げした格好でこども子育て事業計画になると考えていいのですか。

子どもプランというのは無くなって新たに、子育て日本一を実現させるための計画になるということですか。

事務局（宇田）

はい、子どもプランに代わる計画という事です。

三木委員

アンケートは無作為抽出ですか。子育て世代に尋ねるという事はないのですか。

事務局（宇田）

そのように聞いております。

三木委員

子ども子育て支援事業計画だとすると、当事者に近いところでいろいろとご意見を聴いたほうが実際の事業を計画するうえでは、より意味が出てくるのではないかと思うので、アンケートの取り方は工夫をしていただきたいと思います。

委員長

当事者の意見はどのように反映されるかというのは、子ども子育て会議で拾うという事なのでしょうか。

事務局（大野）

詳しい話を聞いてはいないのですが、恐らく子育て世代の方々が必要な対象となると思いますが、その点については担当課に再度確認をいたします。

委員長

どのようなアンケートか分かりませんが。

田汲委員

子育て世代ばかりでなく、周りの大人たちにも対象となる話ですから、対象をどこに絞るかは難しいですね。

三木委員

だとすると、対象によってアンケートの内容を変えないと、施策に反映するアンケートにならない気がします。子育て世代の人に聞きたい事と地域社会にとってどう問うかという事で、重なる部分もあるでしょうけど、取りたい内容が違うと思うので。

委員長

とすると、これはコンサルに委託ですか。

事務局（宇田）

はい。予算は委託料です。

委員長

コンサルに委託すると、よくこういう方法を取るのですよね。

三木委員

でも、子ども子育て計画に位置付けるためには、どういう事を施策に反映したいのかを意識して行っていないと、参加の機会とは言い難くなってきます。今からそれが変えられるのかですけど。少しご配慮いただきたいと思います。

委員長

アンケートはやって行かなければなりません、当事者のニーズ、周りの人たちのニーズ、具体的な環境とかを把握しないと、一般的な、どこかの市の名前を替えただけの計画になってしまうという事もあるので、四街道の特性をきちんと掴んだ計画にするためには、四街道の子育て世代とか或いは子どもを守る地域だとかに着目し意見聴取したほうがいいと思います。これは意見ですかね。そうしたほうがいいと思いますので、助言という事でいいと思います。

金子委員

関連質問ですが、アンケート調査を委託するという事ですね。

この事業そのものを誰かに委託して書かせるというものではないですね。

事務局（宇田）

2カ年度の計画期間ですので、初年度はアンケート調査…。

金子委員

アンケートだけ業者委託という事。

事務局（宇田）

次年度は、恐らく計画策定業務委託という予算を執ってくると思います。

田汲委員

これは、担当課で適正に判断して執行するでしょうね。

三木委員

一応ここは市民参加の評価なので、参加手続としては、目的をはっきりしたアンケートを取っていただくというのが、参加手続の評価になります。

委員長

はい。それでは、私どもの意見として、アンケートはきちんとなぜこのアンケートを取るのか何を把握するかという点を意識して行ってもらいたいと意見を述べたいと思います。

その他はよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

委員長

はい、ありがとうございます。

ではこれで13まで終了という事になります。

次に、次第5、市民参加条例の見直しについて、事務局から先ずは説明をお願いします。

事務局（宇田）

資料ナンバー14が、市民参加条例の左側が現行という事で、2年前の改正後の条例になります。右側が改正前という事で、創設時の条例になります。

2年前の条例改正で、皆様方から答申を頂いた資料が、資料ナンバー15に記されておりまして、その内容を一部反映させていただきまして現行条例へと改正させていただきました。

資料ナンバー15の4ページをお開き頂くと、今後に向けてと題した記載があり、以下の2点について、今後の見直しに際して別途検討されたいとあります。まず1が、住民投票制度について、これを市民参加の一環と捉えるか、あるいは自治の仕組みとして捉えるかといった観点等を考慮しつつ、導入の是非を含め、慎重に検討すること。2番目に、不服申立て制度や苦情申出制度の導入について、救済機関の位置づけを含め、検討すること。という宿題という感じで答申がありました。

今回の条例の見直しの時に、この事も含めて検討いただく必要があります。

田汲委員

この検討された内容がどこから出ているのですか。

牧野委員

前の委員会ですね。

田汲委員

この時に何でやらなかったのですかね。

委員長

今後の検討課題にしたのでしょうか。

田汲委員

はい、わかりました。

事務局（宇田）

今回、条例の見直しを議題とした理由なのですが、申し訳ございません、それを一番先に申し上げるべきでしたが、資料ナンバー14の条例新旧対照表の一番最後12ページをお開きください。

12ページに附則が記されておりまして、附則の一番最後に条例の見直し条項が規定されています。市の機関は、新条例、新条例というのは2年前の改正後の条例の事です。新条例が常に社会情勢及び市の市民参加の実態を的確に捉えた内容となるよう、この条例の施行後3年を超えない範囲内において新条例の見直しを行うものとする。ということで、前回の条例改正から3年を経ていますので、今回、条例の見直しについてを皆様方にお諮りするものでございます。

中畠委員

これは文言が変でしたよね。「新」を取ったほうが良かったですね。最初の条例も、運用して3年後に見直ししようという事で創設時にはこのようにしたそうですが、それで見直しの時期が来て、前回見直したのですが、その際に、今後の見直しの規定についてどうするかという議論になり、もう1回はとりあえず付けましようという形で付いたのですが。新はいらなかったのではないでしょ

うか。

事務局（宇田）

この「新」は、法務担当が、前の附則と区別するために「新」としたのだと記憶しています。

委員長

正解だと思います。

田汲委員

前の条例と区別するためとは言いますが、附則2条ってその時に作ったのだから敢えて「新」を入れる必要はなかったのでは。

委員長

条例の改正は条例で行うのですよね。ですから、「この条例は」というのは、改正する部分の条例なのです。ですから、全部揃った条例ではなくて、ここを改正しますよという条例なのです。ですから「この条例は」となっているのです。で、それを溶け込ませて新しい条例が出来上がるのです。それを「新条例」と言っているのです。

ですから、附則2号の規定で「以下新条例という」と規定しているので、「新条例」でいいという事です。

中嶋委員

では、スケジュールはどのような感じになりますか。

事務局（宇田）

はい。それを先ずご説明差し上げようと思っていました。

敢えて、来年度の市民参加手続の予定シートの中に「市民参加条例の改正」を挙げておりません。

これは、私共がこの新条例を運用して3年経つ訳なのですが、見直しはするものの改正する必要は無かろうという判断をいまのところさせていただいておりますので、見直した結果、条例の改正はしないという方向で基本的には考えています。それに対して、委員会のご意見を頂戴したいという事でございます。

委員長

はい。事務局の考え方の説明がありました。

この委員会の仕事の中に、この条例の改正を検討するということがありますので、改正する必要があるということになれば、事務局にお返しをして改正手続を執っていただくという事になりますね。

意見を求められている事について、今すぐに答えを出すという必要はないですか。それとも今すぐに出したほうがいいのですか。

と言うのは、論議を始めると結構まとまった時間が必要になります。今日は会議を始めてから既に2時間半になりますので、一つの会議としてはそろそろ括りを付けたほうがいいでしょう。条例

改正のスケジュール、今後の予定を明らかにしたうえで委員の皆さんに検討して頂いて、遅くない時期に意見を集約するという段取りが一番いいと思いますが如何でしょうか。

金子委員

少々伺いますが、3年を超えない範囲内において新条例の見直しを行うものとするというのは、しなければいけない事になっているのではないですか。

事務局（宇田）

しなければいけないです。

中畷委員

改正するかどうかは別として、見直しはしなければならないという事ですね。

委員長

ですから、今、見直しは始まった訳です。

金子委員

そういうことですか。

委員長

条例上の要件は満たしている訳です。この委員会で改正をするかどうかという見直しを今始めたという事です。

で、その結果、遅くなったらどうこうという規定はありませんから、こういう事で時間がかかったと言えは済むわけです。

田汲委員

市として何月何日までというリミットはあるのでしょ。それは無いのですか。

事務局（宇田）

特にないです。

田汲委員

でしたら、委員長仰るように、各委員の意見を持ち寄って、後で委員会として意見を述べるという事でいいですね。

今、読んでみましたが、よく細かく研究しましたね。

事務局（宇田）

そう思います。

田汲委員

大したものです。これだけ検討すれば、なかなか修正というのはできないですね。

事務局（宇田）

はい。ですから、先ほどの前回の答申の中に今後に向けてという2点も含めて、その点が見直しをするに該当するの否かといったご判断も頂きたいと思うのです。

事務局サイドとしては、住民投票条例は自治の仕組みの一環として捉え、今後、自治基本条例等で設けるべきという結論に至っています。

また、不服申立制度、苦情申し出制度については、市民参加条例に関しましては参加の手続を定めている条例ということでございますので、不服というところを規定しないでもよろしいのではないかと判断があります。

今後に向けてという事で、2点頂いたものについては、以上のとおりで今回の見直しをした結果改正することには該当しないと判断しました。

委員長

この二つに関しては、私は改正する必要は無いし、この中に入れたらかえっておかしいと判断します。ただ、条例の改正というのは、この2点だけではない訳ですから、他の部分も含めて改正するかどうかという事になると、これは少々時間が必要かなと思います。

少なくとも、この1、2について今意見が欲しいというのであれば、皆さんからお伺いして結論を出したいと思います。

1、2について、もっと時間が必要だという意見も含めてご意見があればお伺いします。

中嶋委員

住民投票制度については自治基本条例の中に入れるという検討をしていると仰ったのですか。

事務局（宇田）

どちらかといえばという事です。ただ、自治基本条例を今後検討する準備があるかという、そうでもないという事です。

田汲委員

中嶋委員は以前検討されたのですが、この内容に付け加えるようなことは3年間経ってありますか。

中嶋委員

付け加えると言うか、例えば、住民投票制度については、四街道は住民投票を既にしたという実績があり、それを市民参加の手段として制度化するという事もあり得るのではないかと問題提起がされて議論をしました。かなり大きな問題なので結論が出ず、次回に送りましょうという事でした。

田汲委員

それ以外として、これを読んでみて、相当検討されているのが分かりますね。

中嶋委員

私が思いますのは、市民提案手続については、既に前回改定をする前も提案が少なくなってきておりました。それで、提案を促進するために、年齢要件について緩和するといった改訂がされているのですが、実際のところ、市民提案手続が出てこないということがありますので、この手続き・制度は、このままでいいのかどうかという事は、考えてみたほうがいいのかないかなという気がしています。制度的欠陥という事ではなく、もっと他の方法を執るといいのかもかもしれません。

三木委員

通常、見直しというと、条文そのものを見直すという事と、運用の改善という事と、セットで見直しをしてどちらの手法をとるのかというところで、一定の改善が必要な部分については改善をするというようなやり方も一つの見直しの方法として一般的に採られているのかなと思うので、先ず、条例を見直すかどうかという事については、先程委員長も仰っていましたが、金銭徴収関係を全部外してしまっているという事については、前は加えるほうが望ましいと、答申の1ページではなっていて、そこは、条例ではそうはならなかったと言った事があったりするので、この事については恐らく条例事項になり得るのだと思うのです。

条例事項そのものだけでなくとも、少し大変だったので、この場でバラバラと個別の案件について審議して来た事について、運用の見直し面も含めた整理を一度したほうがいいのかと私は思います。

その中で、条例事項をいじらないと駄目だという話になれば、それは条例事項として扱って頂くのが適当だと思います。そういう機会がそろそろあってもいいのではないのでしょうか。

草野委員

私は、先程お話しした面もあるのですが、一つには、パブリックコメントを募集してもそれに対する反応が少ないですね。ですから、市民参加というのは、形はできているけれどもその仕組みや意義が市民にどれだけ浸透しているかという面についても何か考えなければならないと感じます。

先程、例えば専門的なものについては審議会というのをどう活用するかということも考えたら如何ですかと申し上げたのは、この問題の処遇を担当に任せっきりになっています。ところが、皆さんの事務局がよりいいものを作る、よりいい市民意見をあげて頂くためにはどうすればいいかという事を、大局的に考えて指導する立場であってもいいのだと思っているのです。

ですから、何となく形は作ったけど、魂が入っているかという、そうではないという感じがしています。今日のこれだけの資料の中でも、かなり丁寧にやっているにしても、パブリックコメントや色々な手法を行いながら膨大な資料にはなっています。ところが、それに対して市民がどれだけ反応したかという、それほど反応していない。勿論反応している部分もありますけれど、反応していないほうが多いですね。ですから、その点をどのようにして本来の形の魂を入れるのかということは、それはやはり皆さん方推進本部が少なくともどうすべきかという事を、むしろ、そういう面からみて、例えば事務局としてはこういうことをやったらいいと思うとか、改善意見を出してもいいのではないかと私は思っています。

委員長

はい、それでは、これからその論議を深める事にします。

本日のところは、検討することとし、検討を始めたという位置付けにさせていただいて、各委員で問題点、或いは反省点等含めて考えて頂く。で、後に、こちらからお知らせなり会議なり適切な方法で呼びかけを致します。後ほどまた具体的な検討をお願いいたします。それでよろしいですか。

三木委員

1点だけお願いなのですが、以前、議事録を送っていただいていたのですが、最近受け取った記憶が無いのですが、送っていただいていますか。

事務局（宇田）

紙ベースでよろしいでしょうか。

三木委員

紙ベースでもデータでもよろしいのですが。

事務局（宇田）

ホームページにはアップされています。

打診させていただいているのですが、成案はお送りしていなかったですね。失礼しました。

中畷委員

間があいているからではないですか。チェックした覚えはあります。

三木委員

私の記憶にないだけです。分かりました。ホームページ確認致します。

委員長

全部の審議を終了しました。各案件ごとのコメントにつきましては、こちらのほうで調整をさせて頂きたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

事務局（大野）

本当にいろいろご意見を頂きましてありがとうございました。ご指摘の中に私どもの指導が行き届かない点等、不十分な点もありますので、次年度に向けて改善して参ります。

また、次年度、条例改正について本日から始めさせて頂くという事でございますので、条例改正は非常に大変な面もございますが、皆さんのご意見をいろいろとお伺いできればと思っておりますので引き続きよろしくお願いいたします。

これを持ちまして、本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。